

News Release

2024年8月7日
株式会社ジェイコムウエスト

景品表示法に基づく措置命令の受領について

当社は、ガスサービスに係るホームページ等の一部記載について、景品表示法第5条第2号に該当する不当な表示(有利誤認表示)にあたるとして、2024年8月6日に消費者庁から措置命令を受領しました。

1. 経緯・概要

当社は、2022年4月1日から2023年1月19日までの間、ホームページにおいて、「J:COMガス まとめトク料金コース」(以下、「まとめトク料金コース」)の料金が、大阪ガス株式会社の「一般料金」(以下、「一般料金」)の料金より優位である旨を表示していました。

実際には、原料の高騰により、一部期間(2022年11月11日から2023年1月19日)において、「まとめトク料金コース」の原料費調整単価が「一般料金」の原料費調整単価を超えたため、「まとめトク料金コース」のガス料金が「一般料金」のガス料金を上回っていました。

誤解を招く表示により、お客さまや関係者の皆さまにご迷惑とご不便をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

該当のホームページは、2023年1月20日に削除しています。また、[ホームページ](#)でのお知らせのほか、対象となるすべてのお客さまへお手紙にてご案内しました。

2. 再発防止策

当社としましては、本命令を重く受け止めるとともに、お客さまをはじめ関係者の皆さまにご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後、役員・従業員への教育・研修を十分に実施し、広告表示に関するチェック体制を強化するなど、再発防止策を徹底してまいります。

3. お客さまからのお問い合わせ先

J:COMカスタマーセンター 0120-999-000(年中無休、9:00～18:00)